

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

大阪府新別館管理組合長 様

(申 請 者)

所 在 地

フリガナ

商号又は名称

フリガナ

代表者職・氏名

使用印

電 話 番 号

F A X 番 号

令和 年 月 日に公告のありました「大阪府新別館南館・北館及びその附属施設における火災保険契約及び施設所有管理者賠償責任保険契約」に係る一般競争入札に参加したいので、関係書類を添えて参加資格の審査を申請します。

なお、申請書及び関係書類のすべての記載事項は事実と相違ないこと、及び入札公告に示した入札参加に必要な資格を有することを誓約します。

契約（取引）実績調書

所在地

商号又は名称

代表者氏名

No	契約年月日	履行期間	契約件名	契約金額（税込）	契約の相手方

※記入上の注意

- 1) 入札公告で示した入札参加資格を満たす契約のみ記載すること。
- 2) 契約毎に、契約年月日、履行期間、契約件名、契約金額、取引先を記載すること。
- 3) 記載した契約について、契約書等の写しを添付すること。
- 4) 仕様書等の契約書附属文書で入札参加資格に触れないものは、添付を省略可。
- 5) 契約書等の写しがない場合は、別紙「契約（取引）証明書」により、発注者の証明を取得し、提出すること。

件名 大阪府新別館南館・北館及びその付属施設における火災保険契約及び施設所有管理者賠償責任保険契約

令和 年 月 日

契約（取引）実績に係る証明書

(発注者)

所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

下記一覧のとおり取引があったことを証明します。

No	契約 年月日	履行期間	契約件名	業務内容	契約金額 (税込)

大阪府新別館南館・北館及びその付属施設における火災保険契約及び施設所有管理者賠償責任保険契約に係る入札参加資格確認申請のため、大阪府新別館管理組合に提出する必要がありますので、上記のとおり取引があったことを証明願います。

令和 年 月 日

(受注者)

所在地
商号又は名称
代表者氏名

※記入上の注意

- 1) 入札公告で示した入札参加資格を満たす契約のみ記載すること。
- 2) 契約毎に、契約年月日、履行期間、契約件名、業務内容、契約金額を記載すること。
- 3) 記載した契約（取引）があった旨を、発注者の証明を取得し、提出すること。

※契約書等の写しが添付できる場合は、別紙「契約（取引）実績調書」と契約書（写）により、提出すること。

(大阪府新別館南館・北館及びその付属施設における火災保険契約及び施設所有管理者賠償責任保険契約)

令和 年 月 日

損害保険業免許に関する調書

所在地
商号又は名称
代表者氏名

㊞

損害保険業免許の認可を受けた年月日			
	保険業法第3条第5項の 損害保険業免許	保険業法第185条第5項 の外国損害保険業免許	保険業法第219条第5 項の特定損害保険業免許
免許取得 年月日 (火災保険)			
免許取得 年月日 (賠償責任保険)			

※損害保険業免許の認可書等の写しを添付してください。

質 問 書

令和 年 月 日

大阪府新別館管理組合 様

電子メールアドレス qqbk3y69@athena.ocn.ne.jp

F A X 06-6944-1695

商号又は名称

職 ・ 氏 名

T E L

F A X

電子メールアドレス

大阪府新別館南館・北館及びその付属施設における火災保険契約及び施設所有管理者賠償責任保険契約の入札にあたり、下記の疑義にご回答ください。

質 問 項 目	内 容

(注意事項)

- ① 質問のある方は、本質問書を送付のこと。なお、F A Xの場合は、必ず着信の有無を確認すること。
- ② 入札参加者全員に回答を送付するため、F A X番号等は必ず記入すること。
- ③ 本件入札に係る見積書作成に直接関係のない質問及び指定した日時を過ぎて提出された質問書については、いずれも回答しない。

一般競争入札心得（保険契約関係）

大阪府新別館管理組合

（趣 旨）

第1条 この心得は、大阪府新別館管理組合（以下「管理組合」という。）が行う委託役務関係の一般競争入札（入札に参加するために必要な参加資格（以下「入札参加資格」という。）等の条件を付して行う一般競争入札を含む。以下「入札」という。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

（法令等の遵守）

第2条 管理組合が行う入札、契約等は、大阪府が行う入札、契約等に準じているので、入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）、大阪府暴力団排除条例（令和22年大阪府条例第58号）及びその他関係法令並びにこの心得を遵守しなければならない。

- 2 入札参加者は、入札に際し、管理組合の指示に従い、円滑な入札に協力し、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の入札を妨害するようなことを避けなければならない。
- 3 入札参加者は、仕様書、入札公告、質問回答書、契約書案及びその他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。
- 4 入札及び契約に関して、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

（公正な入札の確保）

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。

（入札参加者資格等）

第4条 入札参加者は、公告において指定した期日までに、入札参加資格確認申請に関する書類を管理組合に提出し、当該入札の入札参加資格の有無について審査を受けなければならない。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。
 - (1) 前項に規定する公告に掲げる入札参加資格を有しない者
 - (2) 公告の日から入札日までの間に入札参加資格を取り消された者
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をした者又はするおそれがあると認められる者

（入札保証金等）

第5条 入札保証金は、免除する。

- 2 落札者が契約を締結しないときは、違約金として入札価格の100分の100に相当する金額

(以下「契約希望金額」という。)の100分の2に相当する金額を管理組合に支払わなければならない。ただし、次の各号に定める場合は、この限りではない。

- (1) 大阪府入札参加停止要綱 別表13(経営不振)の規定により入札参加資格停止の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
 - (2) 大阪府入札参加停止要綱 別表6(安全管理措置)(2)イの規定により入札参加停止1ヶ月の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
 - (3) 代表者の死亡等により営業活動を継続しえなくなったため契約を締結しない場合
 - (4) 死亡・傷病・退職により配置予定者等^{注)}が欠けるため契約を締結しない場合
- 注) 配置予定者等とは、入札参加資格に掲げた配置予定者、主任技術者等をいう。

(入札の方法)

第6条 入札参加者は、入札書に記名押印のうえ、指定した日時、場所において、所定の入札箱に投入しなければならない。

- 2 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を持参させ、入札執行時までに管理組合に提出しなければならない。この場合において、入札書には委任者と代理人を併記し、代理人の押印をもって入札するものとする。
- 3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、同一の入札に参加する他の入札参加者の代理人を兼ねることはできない。
- 4 入札書に記載する金額については、見積もった契約希望金額の100分の100に相当する金額とすること。
- 5 入札会場への入室は、原則として入札参加者1名のみとする。

(入札の辞退)

第7条 入札参加者は、入札の完了まで、いつでも入札を辞退することができる。ただし、一旦、辞退した場合は、それを撤回し、又は当該入札に再度参加することはできない。

- 2 入札参加者が入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。
 - (1) 入札前にあっては、入札辞退届を管理組合に提出するものとする。
 - (2) 入札中にあっては、入札辞退の旨を入札書に記載し、入札箱に投入するものとする。
- 3 入札時間を過ぎても入札書を提出しない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。
- 4 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札書の書換等の禁止)

第8条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の取り止め等)

第9条 入札参加者が第2条又は第3条に抵触する疑いがあるときなど、管理組合が必要と認めるときは、入札を延期し、中断し、若しくは保留し、又は当該入札に関する調査を行うことがある。この場合において、調査の結果、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を取り止めることがある。

- 2 前項の規定により管理組合が調査を行うときは、入札参加者は調査に協力しなければならない。
- 3 入札の執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延

期し、又は取り止めることがある。

(開札)

第10条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において、原則として入札者を立ち合わせて行い、その結果を口頭で知らせるものとする。

(入札の無効)

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 第4条第2項各号のいずれかに該当する入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時及び場所に提出されない入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 記名押印又は署名を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札又は金額の記載の不鮮明な入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 談合その他の不正行為により入札を行ったと認められる者のした入札
- (8) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (9) 同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (10) 同一の入札について、2者以上の代理人である者のした入札
- (11) 前各号に掲げるもののほか、指示された条件に違反して入札した者の入札

(失 格)

第12条 開札から落札決定までの期間において、次のいずれかに該当した者は、失格とする。

- (1) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者
- (2) 暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められる者
- (3) 大阪府の契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた者
- (4) 前各号に定めるもののほか、入札公告等において示した事項に該当した者

(落札者の決定)

第13条 有効な入札を行った者のうち、契約希望金額が予定価格の制限(最低制限価格を設定しているときは、予定価格と最低制限価格)の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、その者の契約希望金額を落札金額とする。この場合において、落札金額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。ただし、落札者となるべき最低の価格での入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する(当該入札をした者は、くじを辞退することはできないものとし、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。)。

(再度の入札)

第14条 開札をした場合において、落札者とすべき者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。この場合において、再度の入札は2回以内とする。

2 前項に規定する再度の入札を行うときは、次の各号のいずれかに該当する入札をした者は再度の入札に参加することができない。

- (1) 第11条第1号から第3号まで及び第7号から第10号までの規定により無効とされた入札をした者
- (2) 第11条第11号の規定より無効とされた入札をした者で、再度の入札に参加させることが不相当と認められるもの

(契約の保証)

第15条 落札者は、この契約の締結と同時に、契約金額年額相当額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- (1) 国債又は地方債。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額による。
- (2) 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
- (3) 銀行又は管理組合が確実に認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第4条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において提供される担保の価値は、小切手金額による。
- (4) 銀行又は管理組合が確実に認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において提供される担保の価値は、手形金額による。
- (5) 銀行又は管理組合が確実に認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において提供される担保の価値は、当該債権の証書に記載された債権金額による。
- (6) 銀行又は管理組合が確実に認める金融機関の保証。この場合において提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (1) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- (2) 大阪府財務規則を準用し、同規則第68条第3号に該当する場合における受注者からの契約保証金免除申請

3 前項第1号の場合においては、落札者は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を管理組合に寄託しなければならない。

(契約書の締結等)

第16条 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約書及び暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して、10日以内に管理組合に提出しなければならない。ただし、管理組合の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

- 2 落札者が前項に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。
- 3 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者又は落札者である共同企業体の構成員が、第12条第1号又は第3号に該当した場合は、契約を締結しないことがある。
- 4 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者又は落札者である共同企業体の構成員が、第12条第2号に該当した場合は、契約を締結しないものとする。
- 5 前3項の規定により契約を締結しないときは、落札者は、第5条第2項に定める違約金を

管理組合に支払わなければならない。この場合、管理組合は一切の責めを負わないものとする。

(異議の申立)

第17条 入札参加者は、入札後、この心得、入札公告（入札説明書）、契約条項、仕様書等について不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第18条 入札に際しては、すべて管理組合の指示に従うこと。

第 回

入 札 書

令和 年 月 日

大阪府新別館管理組合
組合長 市道泰宏 様

所在地
商号又は名称
代表者職・氏名
(代理人名)

印

下記の金額で受託したく、一般競争入札心得、入札公告及び契約条項並びに仕様書を承諾の上、入札いたします。

記

件名 大阪府新別館南館・北館及びその附属施設における火災保険契約及び施設所有者賠償責任保険契約

金額	十億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

(注) 入札書に記載された金額は、契約希望金額の100/100に相当する金額であること。

金額を訂正しないこと。

金額記載の文字はアラビア字体とすること。

金額の頭に¥記号をつけること。

再入札が認められている入札の場合、回数を記入

→ 第 回

入 札 書

入札日当日の日付を記入

令和 年 月 日

代表者が参加される場合は、代表者印を押印すること。
代理人で参加される場合は、委任状に押印した代理人使用印を押印して下さい。その際、代表者印は必要ありません。

大阪府新別館管理組合
組合長 市道泰宏様

所在地 大阪府中央区大手前2丁目
商号又は名称
代表者職・氏名
(代理人名) 印

代理人で参加される方は代理人の氏名を「(代理人名)」の横に記入して下さい。

下記の金額で受託したく、一般競争入札心得、入札公告及び契約条項並びに仕様書を承諾の上、入札いたします。

記

件名は誤字脱字等ないかよく確認して下さい。誤字脱字等、件名が間違っていると無効な入札となります。

件 名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○業務

金額	十億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

(注) 入札書に記載された金額は、契約希望金額の100/100に相当する金額であること。
金額を訂正しないこと。
金額記載の文字はアラビア字体とすること。
金額の頭に¥記号をつけること。

金額を記入する際は、4つの注意事項に従って、記入してください。

委任状

令和 年 月 日

大阪府新別館管理組合

組合長 市道泰宏様

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名



私儀 _____ を代理人と定め下記業務に関する入札及び見積りに関する一切の権限を委任いたします。

記

件名 大阪府新別館南館・北館及びその附属施設における火災保険契約及び施設所有管理者賠償責任保険契約

(代理人使用印)



(注) 委任状の様式は自由であるので、この委任状でなくても良い。

